

2024年年金財政検証と年金改正法について

社会保障研究者
元京都産業大学法学部教授 芝田 文男

1. はじめに

2024年度は公的年金の5年に一度の財政検証の年だった。これは、①いくつかのケースにおいて次期財政再計算（5年後）と長期の将来の制度の持続可能性を分析すること、②可能な改正を行った場合の制度の改善状況を示すこと、が目的でその結果は2024年12月25日に厚労省社会保障審議会年金部会において「議論の整理について」として取りまとめられた。通常なら、それをもとに与党・労使関係諸団体等の調整をすませ、政府の年金改正案として2025年初めの国会に提出され国会審議を経て改正される。しかし、今回は一部の改正事項について年金部会で意見がまとまらず、連合等も

慎重な姿勢を示したことから、与党も慎重になり法案の調整が遅れ、政府は5月16日に閣議決定し、国会へ提出した。基礎年金水準を引き上げる改定部分は政府案から落とされたが、野党の一部と修正の動きがある。

この論考では2で複数の前提ケースに基づき、制度の長期的な持続可能性が改善している状況を説明し、3で改正可能性を示す複数のオプション試算とそれに対する議論と政府案の内容を説明するとともに、4で基礎年金のマクロ経済スライドの早期調整について、筆者の私見を示すとともに、慎重な意見が見られる理由についても説明したい。（脱稿5月末日）

2. 2024年財政検証で示された持続可能性の改善状況

(1) 制度の持続可能性の将来推計

年金制度の長期の姿を一つの仮定で推計するのは難しいので、人口や生産性伸び率（TFP）上昇率について楽観的なケースから悲観的なケースまで4つの仮定を置き、推計している。その詳細な検討は別稿¹に譲り、制度の持続可能性の推計結果について説明したい。

前提の第一は人口だが、社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2023年4月）の中位推計で合計特殊出生率が2020年の1.33か

ら2070年頃に1.36に改善し、平均寿命は2020年男性81.58歳、女性87.72歳が2070年頃に男性85.89歳、女性91.94歳になる前提をメインシナリオとしている。ただし、合計特殊出生率は2023年1.20まで下がり、将来推計人口の低位推計（1.13）に近くなっている点に注意が必要である。

全要素生産性上昇率（TFP）の仮定について、（ケース1）高成長実現ケースはデフレ前の20年間の平均伸び率1.4%を置き、（ケース2）成

長型経済移行・継続ケースは1980～2020年の40年の平均伸び率1.1%を置き、(ケース3)過去30年投影ケースは2012～2020年の直近の経済循環の平均伸び率0.5%を置き、(ケース4)1人当たりゼロ成長ケースは過去最低のTFP値の0.2%が続く前提としている。なおTFP上昇率の実績は2022年に0.7%に改善している。

現在、1人当たり年金額について物価・賃金伸び率から年金受給者の平均寿命伸び率(長寿化率)と被保険者数減少率(少子化率)だけ年金額を引き下げるマクロ経済スライドをとっている。そして、夫は厚生年金加入者で平均的賃金に見合う厚生年金(報酬比例部分)を受給し、妻は専業主婦のため、夫婦2人が40年間加入の基礎年金をもらうというモデル年金額を、現役男子の平均手取り収入額で割った値を公的年金の所得代替率と定め、これが50%を下回る時は制度の枠組みを見直すこととなっている。

つまり、所得代替率が50%を下回るかどうかが持続可能性の指標となっている。2024年のモデル年金額は基礎年金夫婦2人の13.4万円に夫の報酬比例部分9.2万円を加えた22.6万円であり、現役男性手取り収入月額37万円で割った所得代替率は61.2%となっている。

5年後の財政検証(2029年)時点の所得代替率はどのケースも60.3%～59.4%と50%を上回り、現時点で抜本的見直しをする必要はないが長期の持続可能性の4つのケースの結果は表1のようになった。

前回(2019年財政検証)の楽観的なケースI(TFP成長率前提1.6%)の所得代替率は51.9だったが、今回の(ケース1)(TFP成長率前提1.4%)の所得代替率は56.9%に改善し、前回のケースII(TFP成長率前提1.1%)の所得代替率は51.6%だったが、今回の(ケース2)(TFP成長率前提1.1%)の所得代替率は57.6%

表1 2024年財政検証の最終的所得代替率・年金額と2060年の代替率・年金額

	給付水準調整終了年度と終了時所得代替率・年金額	2060年所得代替率・年金額
(ケース1) 高成長実現ケース	報酬比例部分は調整をすぐにやめることが可能。 基礎年金は2039年に財政調整が終了。 [2039年]現役男子平均手取り額45.5万円 モデル年金額25.9万円(所得代替率56.9%) 夫報酬比例年金11.4万円(所得代替率25.0%) 夫婦基礎年金14.5万円(所得代替率31.9%)	財政調整は終わり、年金は現役の賃金伸び率、物価伸び率に比例して増加。 [2060年]現役男子手取り額68.9万円 モデル年金額39.2万円(所得代替率56.9%) 夫報酬比例年金17.2万円(所得代替率25.0%) 夫婦基礎年金22万円(所得代替率31.9%)
(ケース2) 成長型経済移行・継続ケース	報酬比例部分は調整をすぐにやめることが可能。 基礎年金は2037年に財政調整が終了。 [2037年]現役男子平均手取り額41.6万円 モデル年金額24.0万円(所得代替率57.6%) 夫報酬比例年金10.4万円(所得代替率25.0%) 夫婦基礎年金13.6万円(所得代替率32.6%)	財政調整は終わり、年金は現役の賃金伸び率、物価伸び率に比例して増加。 [2060年]現役男子手取り額58.6万円 モデル年金額33.8万円(所得代替率57.6%) 夫報酬比例年金14.6万円(所得代替率25.0%) 夫婦基礎年金19.1万円(所得代替率31.9%)
(ケース3) 過去30年投影ケース	報酬比例部分は2026年に財政調整が終了。 基礎年金は2057年に財政調整が終了。 [2057年]現役男子平均手取り額41.8万円 モデル年金額21.1万円(所得代替率50.4%) 夫報酬比例年金10.4万円(所得代替率24.9%) 夫婦基礎年金10.7万円(所得代替率25.5%)	財政調整は終わり、年金は現役の賃金伸び率、物価伸び率に比例して増加。 [2060年]現役男子手取り額42.5万円 モデル年金額21.4万円(所得代替率50.4%) 夫報酬比例年金10.6万円(所得代替率24.9%) 夫婦基礎年金10.8万円(所得代替率25.5%)
(ケース4) 1人当たりゼロ成長ケース	2059年度所得代替率50.1%だが国民年金の積立金が枯渇しマクロ経済スライドは停止。 [2059年]現役男子平均手取り額38.2万円 モデル年金額19.1万円(所得代替率50.1%) 夫報酬比例年金10.4万円(所得代替率24.9%) 夫婦基礎年金10.7万円(所得代替率25.5%)	基礎年金の積立金の運用収入がなくなり、保険料と国庫負担のみで賄える完全賦課方式で賄える給付水準に低下し所得代替率は急速に低下。 [2060年]モデル年金 所得代替率36.7% 夫報酬比例年金(所得代替率18.7%) 夫婦基礎年金(所得代替率18.0%)

出典：厚生労働省 第16回社会保障審議会(2024年7月3日)資料2-1 p3-p12、資料2-2 p16より筆者作成。

と好転している。前回のケースV（TFP 成長率前提 0.6%）の所得代替率は 44.5% と 50% を下回り制度見直しが必要だったが、今回の（ケース 3）（TFP 成長率前提 0.5%）は所得代替率は 50.4% と 50% を上回った。（ケース 4）のみ制度見直しが必要という結果だった。

厚労省は所得代替率が改善した理由を①女性と高齢者の労働参加率が上昇したこと、②実質運用利回りの実績が好転していることと説明している。懸念材料としては、少子化が更に進み人口想定低位推計となった時の所得代替率は、（ケース 1）で 55.5%、（ケース 2）56.4% と低下し、（ケース 3）は 46.8% と 50% を下回るので制度見直しが必要という推計が示されている。少子化リスクに対応するためには、3 のオプション試算を参考に可能な制度改正を早期に行う必要があると考える。

(2) 平均的な年金額の年齢別・性別の推移の分析

モデル年金は男性のみ働き女性は専業主婦と

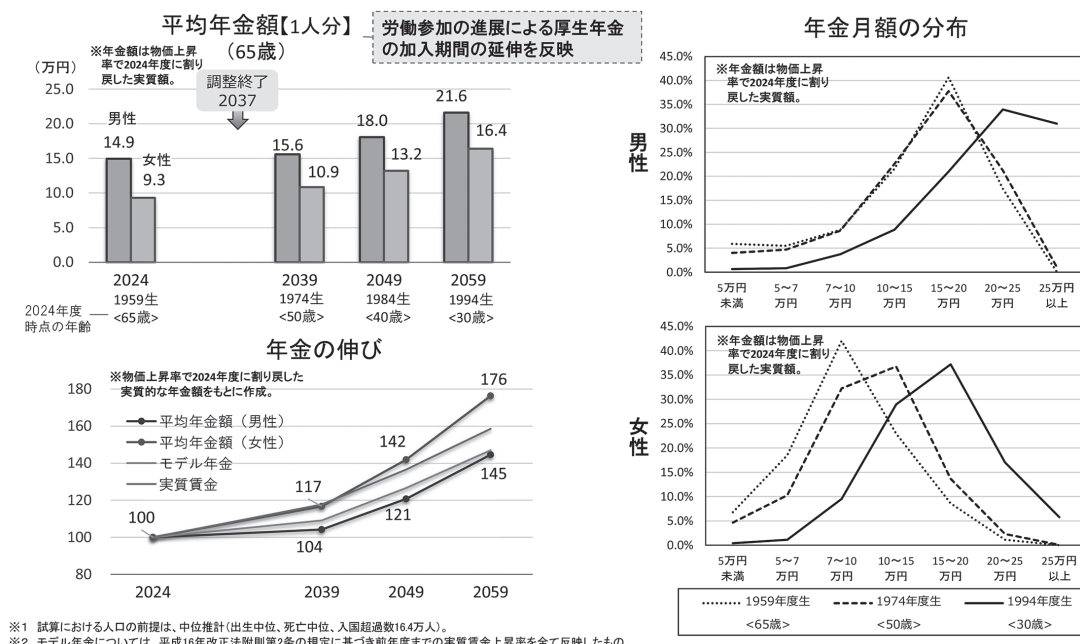


図 1-1（ケース 2）年齢別・性別平均年金額、年金額分布

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024 年 7 月 3 日）資料 2-1 p.17

いう想定だが、2021 年の共稼ぎ世帯は 1247 万世帯と専業主婦世帯 566 万世帯²の倍以上である。そこで 2024 年財政検証では初めて個人の加入履歴や賃金の 65 歳到達までの変化傾向から 65 歳到達時点の老齢年金額を推計し、（ケース 2）と（ケース 3）の年金額の分布を示している。（図 1-1,1-2）

経済好調な（ケース 2）では賃金と加入期間の伸びにより現在 65 歳の平均年金額より、30～50 歳の人々が 65 歳になる時点の平均年金額は上がる。特に女性の 30 歳～50 歳の人々が 65 歳になった時の年金額のピークも増加している。デフレ基調の（ケース 3）では、男性の 30 歳～50 歳の者が 65 歳になった時の平均年金額は現在より若干減少するが、女性の平均年金額は就労期間が長くなる影響で増え、年金額のピークは 7-10 万円から 10-15 万円に改善する。

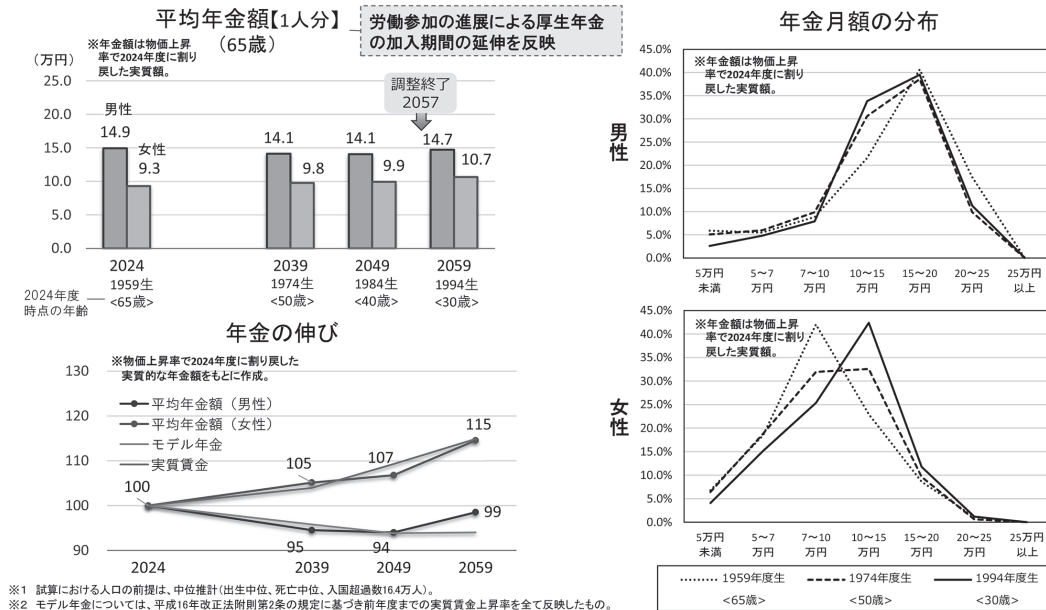


図 1-2（ケース 3）年齢別・性別平均年金額、年金額分布

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024 年 7 月 3 日）資料 2-1 p.18

3. オプション試算と年金制度の見直し検討事項

財政再検証では、制度改正を行った時所得代替率への影響を示す改正の検討事項（オプション試算）を示しているので、その内容と政府案の内容を説明したい。

（1）オプション試算 1

被用者保険の更なる適用拡大

現在短時間パートや非適用業種の個人事業所に雇われている者は厚生年金に加入させてもらえず、国民年金の基礎年金しか出ない。現在の厚生年金適用条件は①週労働時間 20 時間以上、②標準報酬が 8.8 万円以上、③学生でないことが基本で、それに従業員規模が 50 人以上の事業所という企業規模要件が加えられている。これは中小企業等の事業主は労働時間が短く関係性が薄いパートまで保険料を半分負担したくないためである。個人事業主も農・漁・林業、宿泊業、飲食業、各種サービス業等が非適用業種とされている。これについて適用要件を緩和す

ることがオプション試算 1 である。

2024 年のオプション選択肢は、**適用拡大①**：企業規模要件を廃止するとともに、5 人以上の個人事業所も非適用事業を解消し約 90 万人に適用。**適用拡大②**：①に加え月 8.8 万円以上の賃金要件の撤廃または最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合で、約 200 万人に適用。**適用拡大③**：②に加え、5 人未満の個人事業所も非適用事業を解消し約 270 万人に適用。**適用拡大④**：週 10 時間以上の全労働者を対象とし約 860 万人に適用、の 4 つである。各案の（ケース 2）、（ケース 3）の所得代替率の改善は表 2 のとおりである。

この問題に関する年金部会の労使及び有識者の見解は、企業規模要件を撤廃し、5 人以上の個人事業所で非適用事業を解消するとともに、賃金要件月額 8.8 万円を撤廃する**適用拡大②**まで行ふべきということでもまとまった。政府案では、中小企業や個人事業者の経営に配慮すべき

表 2（ケース 2）と（ケース 3）に関して適用拡大をした場合の所得代替率の改善状況

	現行制度	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	適用拡大④
ケース 2	57.6%（2037） 比例 25.0%（調整なし） 基礎 32.6%（2037）	58.6%（2035） 比例 25.0%（調整なし） 基礎 33.6%（2035） 改善効果+1.0%	59.3%（2034） 比例 25.0%（調整なし） 基礎 34.4%（2035） 改善効果+1.7%	60.7%（2028） 比例 25.0%（調整なし） 基礎 35.8%（2028） 改善効果+3.1%	61.2%（調整 35） 比例 25.0%（調整なし） 基礎 36.2%（調整なし） 改善効果+3.6%
ケース 3	50.4%（2057） 比例 24.9%（2026） 基礎 25.5%（2057）	51.3%（2054） 比例 24.8%（2027） 基礎 26.5%（2054） 改善効果+0.9%	51.8%（2052） 比例 24.6%（2028） 基礎 27.2%（2052） 改善効果+1.4%	53.1%（2048） 比例 24.5%（2029） 基礎 28.6%（2048） 改善効果+2.7%	56.3%（2038） 比例 23.1%（2038） 基礎 33.2%（2038） 改善効果+5.9%

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024 年 7 月 3 日）資料 3-1 p3

との自民党の意向を受けて、長期の経過措置が盛り込まれた。①賃金要件（月 8.8 万以上）の撤廃は公布日から 3 年以内の政令で定める日となった。②企業規模要件の撤廃は 2035 年 10 月 1 日までに段階的に廃止する。③ 5 人以上の個人事業所の非適用事業解消は、新規開業事業所は 2029 年 10 月 1 日施行だが、既存事業所は当面義務化しないこととされた。

【年金制度の 2 つの壁問題「106 万円の壁」と「130 万円の壁」】

賃金要件月額 8.8 万円に 12 をかけると年 106 万となり「106 万円の壁」と言われるものだが、大都市圏の都道府県では月 20 時間働けば賃金は月 8.8 万円を超え既に意味がない要件となっている。しかし、最低賃金が高くない都道府県で保険料負担がない主婦パート（3 号）が 106 万円を超え 2 号となる場合、現在の負担を気にして労働時間を調整する人もいる。これについて厚労省事務局は、最低賃金上がり全都道府県で意味がなくなるまでの時限的措置として、また 3 号から 2 号になる保険料負担で手取り賃金下がる月額 12.6 万円までの低賃金者のみという限定付きで、労使が合意すれば事業主の保険料負担率を 50% から引き上げてこの問題を解消できるという案を提案した。年金部会の中では中小企業に不利との理由で評判はあまり良くなかったが、政府案は 2026 年 10 月 1 日施

行となっている。おそらく雇用保険の助成金の活用等で事業主の負担を緩和する措置もとられるだろう。

もう一点、2 号サラリーマンに扶養される配偶者で収入 130 万円未満の者は 3 号被保険者として保険料負担なしに基礎年金を受給できる。3 号被保険者は 1995 年の 1220 万人から 2024 年には女性の労働参加で 670 万人に減っており、その約 4 割は就労している。年金部会では女性有識者や連合代表から、女性のキャリア形成を阻害し男女格差の原因である 3 号制度の将来廃止の方向性を明示すべきとの意見もあったが、670 万人の過半数は働いておらず、年齢上昇とともに介護や健康問題から働けない者が増えるなど 3 号の実態は多様であることから、適用拡大②で数を減らしながら 3 号は存続させ、別途この問題については検討していくべきということになった。

(2) オプション試算 2

基礎年金の拠出期間延長・給付増額

この案は 2019 年にも提案されたが、基礎年金について 20 歳～59 歳の 40 年間保険料拠出を 64 歳までの 45 年間に延長し、基礎年金を月額 7 万円超に増額して所得代替率を改善する案で、表 3 のとおり大きな改善効果を生じる。

この案の良い点は、高齢者が働いて制度を支える側になる考え方に基づいていること、高齢

表3 (ケース2)と(ケース3)に関して基礎年金拠出
期間延長を行った場合の所得代替率の改善状況

	現行制度 (基礎年金 40 年加入)	基礎年金 45 年加入化
ケース 2	57.6% (2037) 比例 25.0% (調整なし) 基礎 32.6% (2037)	64.7% (2038) 改善効果+7.1% 比例 28.1% (調整なし) 基礎 36.6% (2038)
ケース 3	50.4% (2057) 比例 24.9% (2026) 基礎 25.5% (2057)	57.3% (2055) 改善効果+6.9% 比例 27.9% (2027) 基礎 29.5% (2055)

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会
(2024 年 7 月 3 日) 資料 3-1 p9

者雇用安定法で 60 歳から 64 歳までは①定年引上げ、②定年廃止、③心身上問題がなく希望する者は継続雇用、のいずれかの措置を取る義務が事業主に課されており、既に 65 歳まで働くことを支援する制度があることだ。

問題点は、①月 1.7 万円の保険料を 5 年払い 102 万円負担が増えることである。ただし、基礎年金は年約 10 万円給付が増加し平均寿命まで生きれば男性は 16 年、女性は 22 年受給できるので平均的には負担を上回る利得はある。②基礎年金の 1/2 は国庫負担でありそれが 5 年分増加し、財務省が増税の見込みが立たない給付増に反対していること、である

このため年金部会で(ケース 3)のような経済が低迷する場合でも所得代替率が 50% を超える状況の中で、国民に保険料負担増を求めにくいという理由で次期改正の検討から外すこととなり、政府案にも盛り込まれなかった。

(3) オプション試算 3

マクロ経済スライドの調整期間の一致 ア.マクロ経済スライドの説明と現行制度の基礎年金の調整

改正案の検討の前に基礎年金とマクロ経済スライドの仕組みについて説明したい。

戦前 1941 年にサラリーマン対象の厚生年金が創設され、1954 年改正で厚生年金を定額の

基礎部分と報酬比例部分の 2 段階の制度として、現役時代の報酬格差の一部を年金格差としない再分配の仕組みが導入された。1961 年に自営業・農漁業者・非正規・零細個人事業所の労働者等を対象に、65 歳から定額の年金が支給される国民年金制度ができた。

1985 年の年金法改正で、1986 年より厚生年金制度の定額部分と定額の国民年金制度を国民全員に一律の基礎年金とする制度改正があった。基礎年金は国民年金制度の年金となったが、従来からの国民年金加入者は 1 号、サラリーマンは 2 号、サラリーマンに扶養される配偶者は 3 号被保険者とされ同額の基礎年金を受給する。基礎年金対象者のうち 2 号サラリーマンは 68.5%、3 号サラリーマンの配偶者は 10.7% で、1 号は 20.8% にすぎず、基礎年金の増減の影響を受ける世帯の 8 割はサラリーマンである。基礎年金の保険料は各制度の被保険者数に合わせ 2 号と 3 号の分は厚生年金制度が負担し、1 号の分は 1 号被保険者が負担している。基礎年金の保険料の 1/3 は国庫負担で賄われる。しかし、保険料から給付で使われなかった残額の積立金は、厚生年金制度に残った報酬比例部分だけが厚生年金の積立金を使い、国民年金制度に組み込まれた基礎年金は国民年金制度の積立金を使う。

2004 年改正で、不況が深刻で給付維持のため保険料を上げていくと日本の雇用が減るといいう危機感の下に、経済界と労働組合の強い要求により、保険料負担に上限(厚生年金では 18.3%)を設けた。その保険料、年金積立金の運用益と積立金の取崩し、基礎年金の国庫負担(1/3 から 1/2 に引上げ)を財源として、財源の範囲で財政が均衡するよう年金額について賃金又は物価上昇率に応じて引き上げる分から平均寿命の伸長分と年金制度全体の被保険者数減少(近年 2 号被保険者の増加で増加する年もある)分だけ、厚生年金報酬比例部分と基礎年金を等しい比率で減少させるマクロ経済スライド

が導入された。マクロ経済スライドを行う期間は調整期間とされ、基礎年金と報酬比例分ともに、2004 年改正で同時期に始まったが、終了次期は財政検証の時に各ケースの動向から国民年金と厚生年金で別々に決める。2004 年改正では、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドは 2023 年に同時に終了すると予想していた。

しかし、2024 年の財政検証では表 1 (P6)にあるように (ケース 2) では報酬比例年金は直ちに止められるが、基礎年金は 2037 年まで下がり続け、(ケース 3) では報酬比例部分は 2026 年に調整をやめられるが、基礎年金は 2057 年まで額が減る。その第一の理由は賃金が物価以上に減少するデフレの年が多かったのに対して、基礎年金は、当初物価下落以上に賃金額が下がってもそれに応じて下がる仕組みがなかったため、所得代替率が高止まりした。ただ 2016 年改正で物価より賃金の下落率の方が大きい時は基礎年金も賃金下落率で下げる仕組みが導入されたため、現在は同じ仕組みで調整されている。第二の理由は想定以上に国民年金の 1 号は減少したが、厚生年金の 2 号は大幅に増加 (2005 年 3772 万人から 2020 年 4534 万人) し、財政が好転したためと説明されている。ま

た調整に使える積立金額も大きく異なる。

基礎年金は、収入面の 1 号保険料、国民年金の積立金、基礎年金の 1/2 分の国庫負担の総額の現在価値評価額と、1 号被保険者の基礎年金の将来総額の現在価値評価額が財政的に均衡する見通しが立った時に、マクロ経済スライドの調整終了時期が決まるが、積立金は 2024 年度で 14 兆円しかないので調整は長く続く。他方、厚生年金は先に基礎年金でマクロ経済スライドの終了時期が決まり、将来の各年度の基礎年金額が固定され、その額に 2 号・3 号被保険者数をかけて厚生年金被保険者の基礎年金の負担総額が決まり、これに報酬比例分の年金の将来総額をあわせた給付総額の現在価値評価額と、厚生年金保険料、基礎年金部分国庫負担、厚生年金制度積立金が均衡する時期に終了時期を決める 2 段階調整方法をとる (図 2)。厚生年金制度で使える積立金は 2024 年度で 292.5 兆円もある。

そこで報酬比例部分の調整は (ケース 3) でも 2026 年に終了できる。こうなる理由の一つに基礎年金額が (ケース 3) の場合 2057 年度まで下がり続け、厚生年金制度から出す基礎年金部分の保険料負担が減るため、報酬比例部分

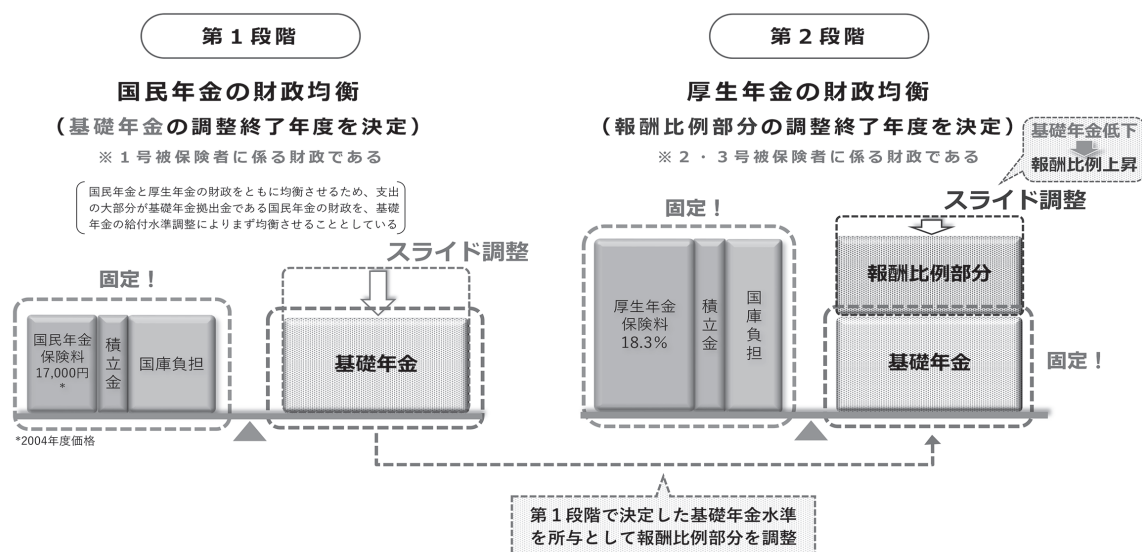


図2 マクロ経済スライドの調整終了時期の2段階の決定方法

出典：第9回社会保障審議会（2023年11月21日）資料1 p.7

の調整を早くできるためである。つまりサラリーマンも含めた将来世代の基礎年金低下の犠牲の下に現在の高年金者の報酬比例部分の調整が早く終わり高い年金を受給する構造が見られる。

イ．オプション試算3 基礎年金マクロ経済スライド調整の早期化（調整時期一致）

オプション試算3は、調整期間の決定方法を図3のように基礎年金と報酬比例の給付総額の現在価値評価額と公的年金全体の積立金・国民年金と厚生年金の保険料・国庫負担という負担総額の現在価値評価額が均衡する時点で、基礎年金と報酬比例部分の調整を同時に終了させる。つまり厚生年金の積立金を基礎年金の調整にも使う（図3）。その結果は表4のとおり（ケース2）、（ケース3）ともに所得代替率は著しい改善を示している。

この案の良い点は、オプション試算2以上に基礎年金の水準が改善し、年金による格差是正効果が増す他、調整時期が現行制度に比べて早期に終わり基礎年金低下の影響を受ける将来世代の範囲が少なくなる。年金部会の資料では非常に高所得の1%未満の年金受給者の年金しか下がらず³、99%以上の受給者の年金は上がると推計されている。

マクロ経済スライドの調整期間を一致させた時のモデル年金は（ケース2）、（ケース3）で基礎年金の増額で全体額も増額する。また、現在30歳で2059年時65歳になった時の1人分の平均年金額は男女ともに増額し、（ケース2）ではピークも分布全体も増額方向に山がシフトし、（ケース3）ではピークは変わらないが、5万円未満や5-7万円の低年金層が減り15-20万円以上の層が増えている。

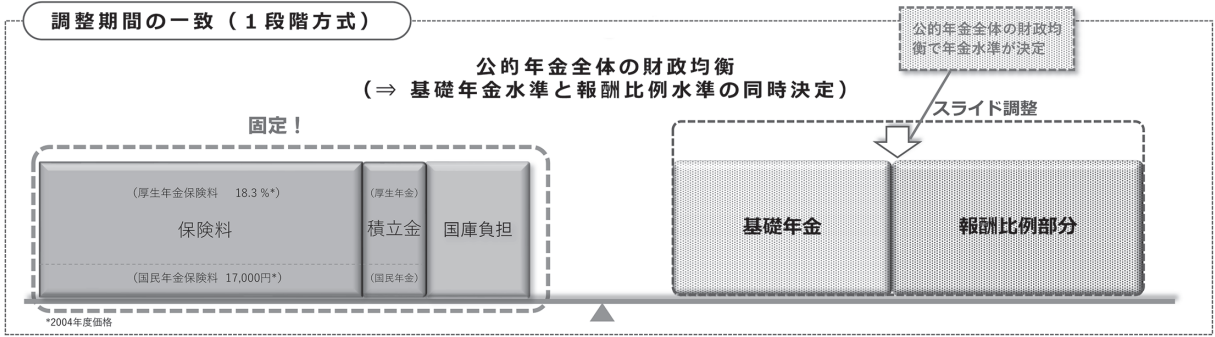


図3 マクロ経済スライドの調整期間を一致させた時の終了時期の決定方法
出典：第9回社会保障審議会（2023年11月21日）資料1 p.34

表4 （ケース2）と（ケース3）に関してマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の所得代替率の改善状況

	現行制度	調整期間の一致
ケース2	57.6%（2037） 比例25.0%（調整なし） 基礎32.6%（2037）	61.2%（調整なし）改善効果+3.6% 比例25.0%（調整なし） 基礎36.2%（調整なし）
ケース3	50.4%（2057） 比例24.9%（2026） 基礎25.5%（2057）	56.2%（2036）改善効果+5.8% 比例22.9%（2036） 基礎33.2%（2036）

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024年7月3日）資料3-1 p9

※年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

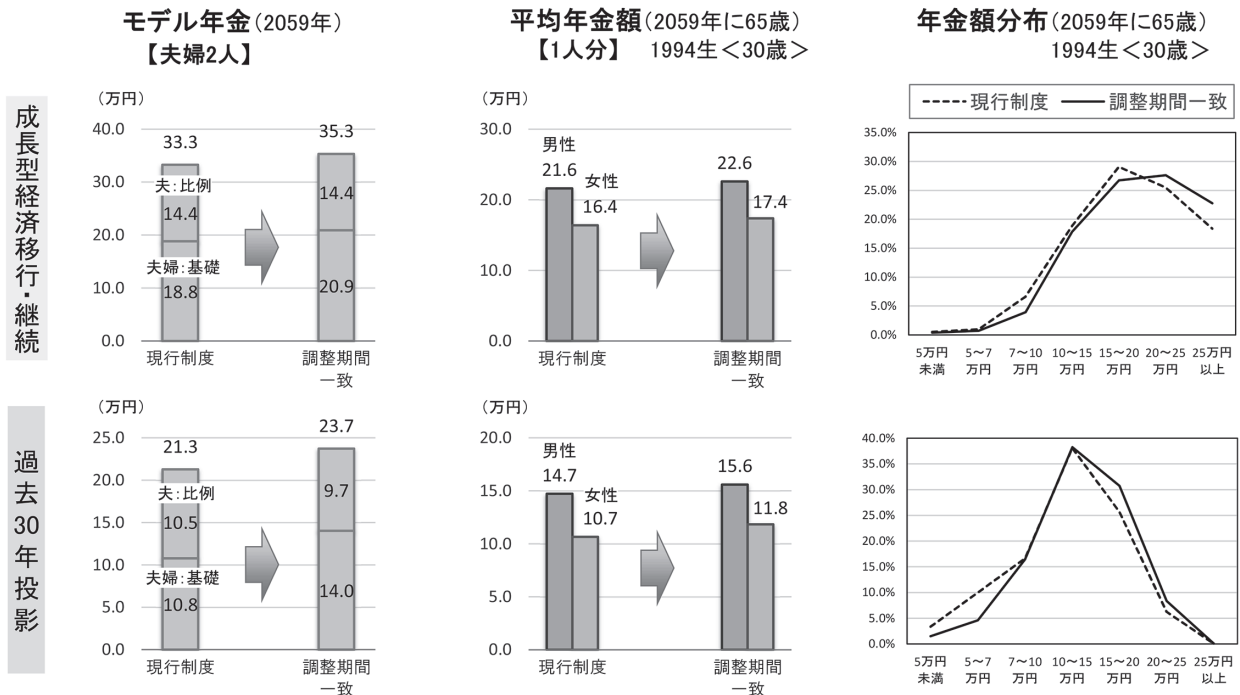


図4 マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合のモデル年金額・平均年金額・年金額分布

出典: 厚生労働省社会保障審議会年金部会 (2024年7月3日) 資料3-1 p.14

ウ. オプション試算3に対する様々な反対意見とそれに対する反論

年金部会では、基礎年金の水準が上がり格差が解消できる意義について賛同する意見が多かったものの、いくつかの論点に関して慎重な意見も挙がった。

論点の第一は、この案を報道するネット記事⁴に対する一般の方のSNSの反応に見られるように、サラリーマンの厚生年金積立金が自営業等の国民年金の基礎年金に使われ、サラリーマンが損をするという点である。しかし、基礎年金の8割はサラリーマン(2号)とその配偶者(3号)が受給するので、積立金はサラリーマンのために使われることを知らずに誤解している。また積立方式の私的年金は、自分が現役時代に積み立てたお金とその運用益を老後に取り崩すので、積立金が減ると年金が減るという誤解が

あるが、基礎年金額は加入期間で決まり、報酬比例部分は加入期間と賃金水準で決まる。積立金は各受給者の所有物ではないので1号、2号、3号の間で制度を移しても積立金は移動しないし、積立金が少し減っても個々の年金額に影響はない。ただ年金部会の労使代表の委員の中にもサラリーマン労使の保険料が源資の積立金が基礎年金に使われることに釈然としないとか、丁寧な制度説明で国民の理解を得るべきという意見があり、その説明は必要だと思われる。

論点の第二は、現行制度であれば(ケース3)でも報酬比例部分の調整を2026年度に終え、報酬比例部分の年金が高くなるのに、オプション試算3でその調整を後にしたことで、高年金受給者は合計年金額が2026年度～2040年度くらいまで一時的に下がることである。

しかし、報酬比例部分の財政調整を早期に終

えるのは、基礎年金が2057年度まで下がり続け、基礎年金に厚生年金側から拠出する保険料が低下するためであり、将来世代の基礎年金低下の犠牲の下に現在の高所得者の報酬比例部分の財政調整が早期に終わり報酬比例分が上がる構造になっている。これは現在の年金受給者や50歳以上の高所得者が得をして、基礎年金が将来まで下がる不利を現在の20歳～40歳台のサラリーマンを含む現役層に負わせる結果となる。筆者はこの点を問題視するのは世代間の公平等の観点から疑問を感じる。

論点の第三は、オプション試算3で基礎年金のマクロ経済スライドを早く終わると、基礎年金が下がらずその1/2に当たる国庫負担が上昇する。2024年11月25日の年金部会資料1で厚生年金の適用拡大②まで行い所得代替率を上げる改正を同時に行っても、(ケース2)の場合で最大1兆円、(ケース3)の場合に2兆円の国庫負担の増額が必要という推計が示されている。財務省は財政制度等審議会の意見を通してオプション試算の国庫負担増について「財源を確実に確保する方策とあわせて検討を行う必要がある」という意見⁵を示した。連合も基礎年金の引上げの必要性について理解しつつ、今回の改正では慎重な姿勢を示している。増税に対して反対な意見を持つ国民が多いことから、連合代表以外の委員の中にも慎重な検討が必要という意見もあった。政府案ではこの改正は落とされてしまった。

(4) オプション試算4

在職老齢年金の見直し・撤廃

在職老齢年金とは老齢年金が老齢による稼働能力の減少・喪失を支給事由とするので、年金以外の収入と年金の合計額が一定額を超えた場合に年金の一部を支給停止する制度である。特に65歳以上で年金以外の収入と年金額との月額合計が50万円(2024年価格)を超えた場

合に賃金が2増えるごとに年金を1支給停止する「高在老」の制度について議論がある。

高齢者も働いて保険料を払い支える側に回ってもらうため、制約となっているこの制度について、50万円の年金を停止する基準の所得額を引き上げたり、在職老齢年金制度自体を撤廃しようとするのがオプション試算4である。

現在65歳以上の在職老齢年金受給者308万人の16%にあたる50万人の年金が支給停止され停止額は4500億円だが、基準額を62万円まで引き上げれば支給停止者は半減し、停止額も2200億円となる。仮に高在老制度を撤廃すれば4500億円の給付増となるが保険料負担も増加する。この負担増で所得代替率は▲0.5%悪化する。

年金部会では見直しに賛成しつつ廃止と基準額の引上げのどちらか結論を明確にしなかったが、政府案では基準額の62万円への引上げとなった(2026年4月1日施行)。

(5) オプション試算5

標準報酬の上限の見直し

厚生年金被保険者の標準報酬月額(保険料の算定基礎となる額)は65万円を上限とし、これを超える賃金があっても65万円に保険料率(18.3%)をかけた額を保険料として負担し、将来の年金額が高額になりすぎない仕組みとなっている。現行上限該当者は259万人と被保険者の6.2%だが、健康保険では上限の標準報酬に該当する者は1%となるように順次上限が引き上げられ上限は139万円となっている。

今回厚生年金の標準報酬の上限を75万円・83万円・98万円に引き上げた場合の影響は表5のとおりである。

年金部会でも引上げは、負担能力に応じた保険料負担の引上げが可能となり、報酬比例部分の年金が上がり、全体の所得代替率が上昇する効果があるので引上げに賛成で意見がまとま

表 5 標準報酬上限額の引上げによる影響

上限見直し	上限該当者数（比率）	保険料収入増加額 （ ）内事業主負担額	所得代替率への影響 *基礎年金は影響なし	該当者の老齢厚生年金 給付増
75 万円	168 万人（4.0%）	4300 億円（2150 億円）	比例 +0.2%	6.1 万円/年（終身）
83 万円	123 万人（3.0%）	6600 億円（3300 億円）	比例 +0.4%	11.0 万円/年（終身）
98 万円	83 万人（2.0%）	9700 億円（4850 億円）	比例 +0.5%	20.1 万円/年（終身）

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024 年 7 月 3 日）資料 3-1 p26

り、政府案では 68 万、71 万と段階を踏み 2029 年 9 月 1 日に 75 万円まで引き上げることとされている。

（6）遺族厚生年金制度の見直し

現在、第 1 段階の遺族基礎年金は、被保険者や年金受給権者が死亡した時、① 18 歳未満⁶の子（障害年金該当は 20 歳未満）がいる配偶者又は、② 18 歳未満の子（障害年金該当は 20 歳未満）に、老齢基礎年金と同額が支給される。かつては母子家庭のみを対象としていたが、2014 年施行の改正で父子家庭も対象となり、遺族である配偶者に男女の区別はない。

これに対して遺族厚生年金は、遺族が妻の場合は、女性の就労は困難として 20 代から 50 代で夫が死亡した場合、終身夫の老齢厚生年金（報酬比例部分）の 3/4 が支給されたが、2004 年改正で妻が 30 歳未満で子どもがいなければ就労自立は容易として、遺族厚生年金は 5 年間の有期年金とされた。他方夫が遺族の時は男性の就労自立は容易として遺族年金は 60 歳から支給され、若い世代では遺族厚生年金は出ない。なお、60 歳以降の死亡の場合は、遺族が夫でも妻でも死亡した配偶者の老齢厚生年金の 3/4 が支給される。

【遺族厚生年金の性別による差の見直し案】

現在の遺族厚生年金が、①男女の性別で支給要件に大きな差がある、②女性の 40 ～ 59 歳の就業率は 80 ～ 75% で、若い年齢ほど就労率は

高い、③男女の賃金格差は男性を 100 とすると 40 歳未満では概ね男性の 80% の範囲にとどまる、③諸外国の遺族年金が高齢期の無期給付と、若い世代の年金は男女問わず有期給付に限られ、男女の支給要件の差は 1990 代までになくされていることから、次のような見直し案の提案⁷がなされた。

① 60 歳未満の夫についても有期年金を支給すること。

② 30 歳～ 60 歳未満の子のない妻については 5 年の有期年金に移行するが、まずは 40 歳未満を対象とし、その後 20 年程度の期間を経て段階的に 60 歳未満へ拡大していくこと。

③ 老齢厚生年金について離婚時に結婚期間中の夫の厚生年金の納入実績を分割する離婚分割制度にならい死亡者の婚姻期間中の老齢厚生年金記録を分割（1/2）し遺族である配偶者の記録に上乗せすることや、ドイツの配偶者の死亡後一定期間（ドイツでは 3 か月）は死亡者が受給するはずだった満額の老齢厚生年金額を支給する制度にならって死亡直後の一定期間は死亡者の老齢厚生年金の 1/4 を遺族厚生年金に加算して支給すること。

この見直し案に対して年金部会での各委員の意見は概ね賛同の方向だった。政府案もこの方針を踏まえたものとなっている。

4. 基礎年金のマクロ経済スライド調整の早期化についての 私見と慎重論の背景

以上多くの事項について、年金部会の議論も改正の方向性が一致したが、意見がまとまらなかった基礎年金のマクロ経済スライド調整の早期化については政府案から落とされた。これについて、筆者の私見と、連合等利害関係者が慎重な意見を述べている理由を説明したいと思う。

オプション試算3の利点の第一は、表4のとおり所得代替率は（ケース3）でも現行制度の50.4%から56.2%に上がり、少子化が進行しても50%を上回る可能性が増え制度の持続可能性が大きく向上することである。

利点の第二は、基礎年金所得代替率を（ケース3）で25.5%から33.2%と大きく上げ、基礎年金しかない者や低所得で報酬比例額は低いサラリーマンなど、低年金者にとって大きな改善をもたらす、年金制度の格差是正機能を向上させることである。

利点の第三は、現行制度のままでは（ケース3）では2026年に報酬比例部分の調整が終わり高い年金をもらえるのに対して、現在現役層として制度を支えている40歳未満のサラリーマンを含む世代の基礎年金が2057年まで下がり続ける。これでは高所得者と低所得者、世代間という2つの観点から公平性に疑念を生じる。オプション試算3の改正を行えば報酬比例部分と基礎年金部分が2036年に同時に財政調整を終え高所得者と低所得者の不公平は生じず、基礎年金の調整が2057年から2036年に21年早まることで、財政調整の影響を受ける後の世代の範囲が狭まる意味でも好ましいと考える。

次に3（3）ウで検討したオプション試算3について慎重・反対な意見の3つの論点を検討したいと思う。

論点一（厚生年金の積立金を国民年金に使うのはサラリーマンにとって損という意見）については、基礎年金の8割はサラリーマン世帯が受給し、厚生年金の積立金を少し使ってもサラリーマンの報酬比例部分の年金は下がらないので損にならないことを説明すべきである。

論点二（現行制度に比べて2040年頃まで報酬比例年金が下がる層が出る）という点については、むしろ報酬比例部分のマクロ経済スライドを先にやめるのは、所得による公平や世代間の公平の観点から不都合と考える。オプション試算3を行うことで高い報酬比例部分をもらう1%の者以外の年金額は上がりほとんどの者に損はない。

論点三（基礎年金を将来下げないことでその1/2の国庫負担が増加し税負担等現役世代の負担が増える可能性がある）という点については、マクロ経済スライドを導入して持続可能性を高めた目的である「現役世代の負担を上げない」という要請に抵触する所はある。

私の見解としては、上記で述べた制度改正の利点や慎重・反対な意見の論点一、論点二の問題点が小さいと考えることから、オプション試算3は、早期に実施すべきと考えている。論点三についても景気対策で行われるバラマキ的政策より税金の使い道としても良い改正だと考えている。

しかしながら、2で見たように（ケース3）でも現行制度のままで所得代替率が50%を超える見通しの中で、将来2兆円程度国民負担を増やして所得代替率を56%まで上げることに国民の理解を得られにくいことは理解できる。

次善の策として、政府案のとおりこの改正を見送り、報酬比例部分の年金は上げず5年後の

財政検証の時まで少子化や経済状況を見守ること
として、政争の具とせず国民全員にとって重
要な年金制度の将来について、与野党で議論し
てもらえれば良いと考える。この原稿を出した
時点（5月末）で、立憲民主党と与党との間で、
基礎年金水準の引き上げは必要として、附則に
4年後の財政検証で改正を盛り込むことを検討
する内容の修正が合意され、衆議院までは改正
案が通っている。4年後、オプション試算3が
実現することを期待したい。

著者略歴

29年間厚労省勤務後、2021年～2025年3月まで
京都産業大法学部教授として社会保障政策を教育
研究。

注釈

- ¹ 芝田文男「日本の年金制度の現状と課題:2024年財政検証についての考察」（『産大法学』58巻4号、2025）
- ² 総務省統計局「労働力調査（詳細推計）」
- ³ 厚生労働省社会保障審議会年金部会（2024年11月25日）資料1p36注2によれば年収1080万円が40年間続き生涯所得が約4.3億円以上の者の年金は下がるがそれは年金受給者の1%に満たない。
- ⁴ 時事通信社（2025年3月27日）の年金改正案について自民党が基礎年金引上げのため厚生年金の積立金を引き上げる案について経団連や連合にヒアリングしたという記事内容（<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025032700877>）に対する視聴者の反応
- ⁵ 財政制度等審議会答申「我が国の財政運営の進むべき方向」（2024年5月21日）（p80-81）
- ⁶ 正確には18歳となった次の3月まで、すなわち高校生相当。
- ⁷ 第17回社会保障審議会年金部会（2024年7月30日）資料4